平成２８年（フ）第４５５８号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目18―７―103、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目18―７―305
破産者　渡邊　　忍
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５８７号
東京都足立区六木１丁目11―17
破産者　宮崎　広美
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６１３号
東京都三鷹市新川５丁目６―22―801
破産者　松本　　信
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６６３号
東京都板橋区高島平２丁目29―２―112
破産者　大川　康宏
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８２６号
東京都江戸川区中葛西２丁目19―９―105
破産者　千葉　裕一
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８７７号
東京都北区赤羽北２丁目24―19―202
破産者　若槻　聖之
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０８０号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番18棟408号、開始決定時の住所東京都杉並区和田１丁目57―Ｎ―411
破産者　増田富司夫
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１７９号
東京都立川市若葉町４丁目25―１　若葉町団地　17棟101号
破産者　正田　　修
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２５６号
千葉県市川市相之川２丁目６―26―303
破産者　吉永美賀子
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５１２号
東京都大田区東馬込１丁目38番22号
破産者　株式会社ワイズコーポレーション
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５１３号
東京都大田区東馬込１丁目38―22
破産者　小山　佳彦
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５２６号
東京都新宿区西早稲田１丁目14―６―501
破産者　高野　由紀
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５２８号
東京都杉並区梅里２丁目24番13号
破産者　サフィックス株式会社
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５２９号
東京都世田谷区下馬２丁目29―15―703
破産者　森岡　幹男
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５７１号
神奈川県横浜市都筑区荏田東３丁目４番32号
破産者　有限会社オフィス高橋
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５８１号
神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘５丁目７―19　メゾンマニフィック　Ａ―202
破産者　菊池　明彦
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５８３号
東京都千代田区神田紺屋町43番地　シマビル４階
破産者　株式会社ケー・エス・ケー
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６００号
東京都江東区有明３丁目15番13号
破産者　田口輸送有限会社
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６０１号
東京都江東区有明３丁目15番13号
破産者　株式会社ティーエムエス
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６０２号
埼玉県川越市かし野台２―21―19、住民票上の住所埼玉県川越市大字山田2049―20（ヴァンルミエールＡ―２号室）
破産者　田口　康之
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６１８号
東京都港区虎ノ門５丁目２番５号
破産者　株式会社プロデューサー・フューチャー・メディア
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６６７号
東京都港区三田３丁目４番20号
破産者　株式会社ニューワールド・ワン
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部